



フィリピン

国家汚職防止調整委員会の設置および第一級裁判所の管轄権拡大

2021年9月

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

1. 国家汚職防止調整委員会（National Anti-Corruption Coordinating Council 「NACC」）の設置について¹

2021年9月3日、大統領府汚職防止委員会（Presidential Anti-Corruption Commission 「PACC」）は、フィリピン人のために清潔で効率的な政府を提供するというドゥテルテ大統領の努力と主張を強固にするための新プロジェクト、「プロジェクト・カサンガ：国家汚職防止調整委員会（「NACC」）」を立ち上げました。

NACC は、PACC と 49 の省庁間調整会議で構成され、政府のあらゆるレベルに存在することになり、すべての官庁を含む国内最小の政治単位である「バラングイ」にまで及ぶこととなります。そして、NACC は、異常な取引の報告、検証、調査に関与することになります。

なお、現在のところ、正式な導入の予定時期は未定です。

2. R.A. 115761 – 第一級裁判所（首都・地方・地方巡回事実審裁判所）の管轄権拡大²

2021年7月30日、ドゥテルテ大統領は、1980年司法組織再編法（Batas Pambansa 129）の第19条を改正する R.A.115761 を承認しました。

この改正により、不動産の所有権や占有に関わるすべての民事訴訟において、地方裁判所（「Regional Trial Court」、以下「RTC」）の管轄する事件の管轄額が2万ペソ（マニラ首都圏は5万ペソ）から40万ペソに引き上げられております。

また、RTCの管轄額は、10万ペソから20万ペソに変更され、「遺産の総価値が200万ペソを超える場合の、試験的および遺言的な検認に関するすべての事項」を管轄することになりました。



¹ <https://pacc.gov.ph/the-presidential-anti-corruption-commission-pacc-together-with-various-agencies-from-the-executive-department-hold-a-whole-of-government-simultaneous-signing-of-a-memorandum-of-agreement-moa-dur/>

² <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210730-RA-11576-RRD.pdf>; An Act Further Expanding the Jurisdiction of the Metropolitan Trial Courts, Municipal Trial Courts, and Municipal Circuit Trial Courts, Amending for the Purpose Batas Pambansa Blg. 129, otherwise known as the “The Judiciary Reorganization Act of 1980” As Amended

さらに、RTCの海事訴訟の管轄額は10万ペソ（マニラ首都圏では20万ペソ）から200万ペソを超える請求を伴う訴訟に引き上げられました。

この改正により、第一級裁判所(首都・地方・地方巡回事実審裁判所)の管轄権が大幅に拡大することとなり実務に与える影響は大きいといえます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<著者>

	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p> <p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>

